医政発０４２０第６号
平成２７年４月２０日

一般社団法人日本病院会長　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

平成２７年度における医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事等あて送付しましたので御了知願います。

写

医政発0420第６号
平成２７年４月２０日

各都道府県知事
各保健所設置市長　殿
各特別区長

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

平成２７年度における医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査について

医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査については、「医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱」（平成１３年６月１４日医薬発第６３７号・医政発第６３８号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、平成２７年度当初から立入検査を実施する場合においては、平成２７年度の立入検査関係通知を発出するまでの間、「平成２６年度の医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査の実施について（平成２６年９月８日医政発０９０８第２０号）」及び「医療法２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について（平成２６年９月８日医政発０９０８第２１号）」を参考に立入検査を実施することとされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第２４５条の４第１項の規定による技術的な助言であることを申し添える。